

平成28年福島検察審査会審査事件(申立)第6号, 第7号, 第19号

申立書記載罪名 人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律違反

検察官裁定罪名 人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律違反

議決年月日 平成28年6月23日

議決の要旨

審査申立人(第6号事件) (氏名) 武藤類子 外2名

審査申立人(第19号事件) (氏名) 佐々木慶子 外2356名

両事件審査申立代理人弁護士 (氏名) 河合弘之

同 (氏名) 甫守一樹

同 (氏名) 大河陽子

同 (氏名) 保田行雄

同 (氏名) 海渡雄一

審査申立人(第7号事件) (氏名) 野田元樹

被疑者 東京電力ホールディングス株式会社

(旧商号 東京電力株式会社)

代表執行役社長 廣瀬直己

同 (氏名) 武藤栄

同 (氏名) 勝俣恒久

同 (氏名) 西澤俊夫

同 (氏名) 小森明生

同 (氏名) 清水正孝

同 (氏名) 廣瀬直己

同 (氏名) 相澤善吾

不起訴処分をした検察官

(官職氏名) 福島地方検察庁 検察官検事 吉武齊彦

上記被疑者らに対する人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律違反被疑事件(福島地検平成27年検第100818号ないし同年検第100820号, 同



年検第100822号ないし同年検第100824号、同年検第100831号及び同年検第100832号、福島地検平成25年検第101025号ないし同年検第101027号、同年検第101029号ないし同年検第101031号、同年検第101038号及び同年検第101039号)につき、平成28年3月29日上記検察官がした不起訴処分の当否に関し、当検察審査会は、上記申立人の申立てにより審査を行い、次のとおり議決する。

議 決 の 趣 旨

本件不起訴処分はいずれも相當である。

議 決 の 理 由

1 被疑事実（告発事実）の要旨

被疑者（被告発人）東京電力株式会社（現商号東京電力ホールディングス株式会社）（以下、「東京電力」という。）は、東京千代田区に本店を置いて電気事業等を業とし、その事業の一環として平成23年3月に炉心溶融事故を起こした東京電力福島第一原子力発電所（以下、「福島第一原発」という。）における炉心冷却及び放射性物質の放出防止等の業務を行うもの、被疑者（被告発人）廣瀬直己ほか被疑者ら（被告発人6名）（以下、「本件被疑者ら」という。）及び申立外被告発人25名（以下、「申立外被告発人ら」という。）は、東京電力の代表執行役等の役員として東京電力の業務を統括していたものであるが、本件被疑者ら及び申立外被告発人らは、東京電力の業務に関し、

第1 福島県双葉郡所在の福島第一原発敷地内に設置された応急仮設タンクから、人の健康を害する放射性物質を大量に含んだ水（以下、「汚染水」という。）が漏えいして海洋に流出することを防止するため、早期に汚染水を応急仮設タンクから通常の強度と安全性を備えたタンクに移し替えることはもとより、応急仮設タンクから汚染水が漏えいした場合に備えて、応急仮設タンクの周りに設置した堰の排水弁を開放したままにせず、応急仮設タンクから汚染水が漏えいした場合には、漏えいを確実に検知し、速やかに漏えい防止の措置をとるなどの業務上の注意義務があるのにこれを怠り、汚染水を早期に通常の強度と安全性を備えたタンクに移し替えず、前

記排水弁を開放したままにし、汚染水の漏えいを確実に検知するなどしなかつた過失により、平成25年7月までに応急仮設タンクに損傷を引き起こし、同タンクに貯蔵されていた汚染水約300トンを同タンクから漏えさせて海洋に流出させ、汚染水に含まれる放射性物質を排出し、

第2 福島第一原発の原子炉建屋地下には炉心溶融により放射性物質が貯留しており、同原発の地下を山側から海側に向かう地下水水流をう回させて地下水を海洋に排出する確実な経路を確保しなければ、原子炉建屋地下に流入した地下水が放射性物質と接触し、汚染水となって海洋に流出するおそれがあることであるから、原子炉施設を囲む遮水壁を設置するなど、原子炉建屋地下への地下水流入と原子炉建屋地下からの汚染水流出を防止すべき措置を講じる業務上の注意義務があるのにこれを怠り、前記遮水壁の設置について、平成23年6月17日、これを中長期的対策として先送りにし、その後、約2年間にわたり抜本的対策を講ずることなく放置するなどした過失により、日付不明の時期から現在までの間、一日当たり汚染水300～400トンを海洋に流出させ、少なくとも20兆ベクレルのセシウム137及び10兆ベクレルのストロンチウム90を排出し、
もってそれぞれ、業務上必要な注意を怠り、事業場における事業活動に伴って人の健康を害する物質を排出し、公衆の生命又は身体に危険を生じさせたものである。

2 検察審査会の判断

当検察審査会は、福島第一原発事故が発生した当該県におかれた検察審査会として、葛藤を感じつつも幾度も会議を重ね慎重に検討し、上記趣旨の議決に至ったものであるが、その理由は次のとおりである。

(1) 被疑事実（告発事実）第1について

当検察審査会は、人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律（以下、「公害罪法」という。）が構成要件として要求するところの、放射性物質が「排出」されたことの十分な証拠はなく、当該排出により「危険」が発生したことの十分な証拠もなく、当該排出は「事業活動に伴う排出」には当たら



ず、および、過失を立証する十分な証拠がないという検察官の判断を不当とするに足りる証拠を見出すことができなかつた。

また、審査申立人は、新聞報道等も根拠に申立ての理由を述べるが、無罪推定の原則のある刑事裁判において、公害罪法が要求する構成要件該当事実の立証を期待させるほどの客観性、具体性も見出すことは困難であったと言わざるを得ない。

したがつて、当検察審査会は、検察官の不起訴の判断を是認せざるを得なかつた。

(2) 被疑事実（告発事実）第2について

当検察審査会は、公害罪法が構成要件として要求するところの、放射性物質が「排出」されたことを立証する証拠はなく、当該排出により「危険」が発生したことを立証する証拠もなく、当該排出が「事業活動に伴う排出」とは認められず、および、過失を立証する証拠はないという検察官の判断を不当とするに足りる証拠を見出すことができなかつた。

また、審査申立人は、新聞報道等も根拠に申立ての理由を述べるが、無罪推定の原則のある刑事裁判において、公害罪法が要求する構成要件該当事実の立証を期待させるほどの客観性、具体性を見出すことは困難であったと言わざるを得ない。

したがつて、当検察審査会は、検察官の不起訴の判断を是認せざるを得なかつた。

よつて、上記趣旨のとおり議決する。

平成28年7月5日

福島検察審査会

